

2021BMCN 年次大会

＜継承語教育と現地語教育を考える－理論・実践・政策－＞

セッション3

国際交流基金との連携

－海外で育つ子どもへの継承日本語
教師・親の立場から－

令和3年9月12日（日）

国際交流基金

日本語第1事業部長

村田 春文

1. 日本語教育推進法と基本方針

▶ ●日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）

第19条 国は、海外に在留する邦人の子、海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育の充実を図るため、これらの者に対する日本語教育を支援する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

▶ ●日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）

▶ 第2章 日本語教育の推進に関する事項

1. (2) イ.海外に在留する邦人の子等に関する日本語教育

(前略) 海外へ移住した邦人の子孫等は、我が国と在留国との間の交流や在留国における親日層の拡大における活躍に加えて、多様な言語・文化背景をもつグローバル人材としての活躍が期待できることから、これらの者が日本にルーツを持つことを認識し、我が国に対する理解を深めることを促すため、これらの者に対する日本語教育支援に必要な施策を講じる。

▶ (具体的施策例)

- ・海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親にもつ子に対する日本語教育環境について、JFを通じ、日本語学習の形態、日本語教育を行う機関の現状や課題等、その実態の把握に努め、現地の日本語教育を行う機関等と連携しつつ必要な支援を実施する。

2. 実態予備調査の実施

- ▶ 令和元年度末（令和2年1～3月）に、韓国、オーストラリア、ドイツ、アメリカ、ブラジルのJF事務所を通じた実体予備調査を、各地の継承日本語教育関係者の協力のもと実施。

- ▶ （主な調査項目）
- ▶ (1) 海外在留邦人子女数の動向
補習授業校／私立在外教育施設／その他（外務省・文科省の支援対象外の施設）
- ▶ (2) 継承日本語教育を実施している教育機関の状況
公教育（現地校）／補習授業校／有志団体／学校教育外での公的機関といった設置形態別に公的支援の有無や教師会等が支援している場合の予算措置の有無等
- ▶ (3) ネットワーク化の概要
当該国内／近隣国との間でのネットワークの状況
- ▶ (4) 国際交流基金（日本）へ求められる支援
教材／教師／ネットワーク／オンライン等の切り口で

3. 実態予備調査から分かったこと

- ▶ 学習目的やレベルの多様性
 - ▶ 関係者が散在し、手探りで教育しているところも多い
 - ▶ 現地語の習得や現地の学校カリキュラム等との関係
 - ▶ 家庭での日本語使用環境や日本語が使えるコミュニティの有無
-
- ▶ ⇒事業方針の立案には更なる調査や情報収集が必要
(=本日のセッション3に期待すること)

4.事業方針（案）の立案にあたって

(1) これまでの事業形態

- ・日本から日本語上級専門家/日本語専門家等を派遣し、教師研修、教材やカリキュラム等の開発支援、学校教育への新規導入支援等を実施
- ・公募で人選、2～3年の任期で海外へ派遣

(2) 継承日本語教育

- ・派遣専門家とは異なる専門性が求められる（幼児教育、マルチリンガル教育、現地の教育制度 等）
- ・各地の状況に通じた人的リソース（団体を含む）を活用し、派遣専門家との協働による支援策の立案・実施
- ・オンラインを活用した情報共有と発信、ネットワーク構築
- ・活動の「場づくり」や「他国との連携」を行う場としてのJF海外事務所